

萩市地域包括支援センター  
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 萩市
- (2) 所在地 山口県萩市大字江向510番地
- (3) 電話番号 0838-25-3131 (代)
- (4) 代表者氏名 萩市長 田 中 文 夫
- (5) 設立年月日 平成18年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 萩市地域包括支援センター  
(指定介護予防支援事業所)  
平成18年4月1日指定 3500400019号
- (2) 所在地 山口県萩市大字江向510番地
- (3) 電話番号 0838-25-3521
- (4) 事業所長 井町 知枝
- (5) 管理者 井町 知枝
- (6) 当事業所の運営方針  
介護保険法令及び地域支援事業実施要綱の趣旨に従い、利用者が要介護状態になることをできるだけ予防し、「できることはできる限り本人が行う」ことを基本とし、利用者本人が日常生活における意欲の向上を目指すように支援します。
- (7) 開設年月日 平成18年4月1日
- (8) 事業所が行っている他の業務  
総合相談

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 萩市全域
- (2) 営業日及び営業時間  
営業日 月曜日～金曜日  
ただし、国民の祝日・休日及び年末年始  
(12月29日～1月3日) 除く。  
受付時間 8時30分～17時15分  
事業の提供時間帯 8時30分～17時15分

#### 4. 職員の体制

当事業所ではご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は介護支援専門員等の有資格者を1名以上配置することとしています。

#### 5. 当事業所が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントと利用料金

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを次のとおり提供します。

##### (1) 内容と利用料金（契約書第3～6条、第7条参照）

<内容>

##### ① 介護予防サービス・支援計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス、総合事業サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画を作成します。

介護予防サービス・支援計画の作成の流れ

(i) 事業所は、職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。

(ii) 介護予防サービス・支援計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス提供事業者及び総合事業サービス提供事業者等（以下「サービス提供事業者等」という。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に提供し、契約者にサービスの選択を求めます。

(iii) 職員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

(iv) 職員は、前項で作成した介護予防サービス・支援計画の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付又は総合事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

※ (i) ~ (iv) について、指定居宅介護支援事業所へ委託して実施することがあります。

② 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、サービス提供事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 介護予防サービス・支援計画の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業所が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

<利用料金>

(1) 介護予防支援については、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、厚生労働大臣の定める額をいったんお支払い下さい。

(2) 介護予防ケアマネジメントに関する利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。

(3) 交通費（契約書第7条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用される場合は、その提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに市指定の納付書により、市指定金融機関にお支払い下さい。

前記(3)の交通費は、その都度お支払い下さい。

## 6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用に関する留意事項

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を行う職員

提供時に、担当の職員を決定します。

(2) 職員の交替（契約書第6条参照）

① 事業所からの職員の交替

事業所の都合により、職員を交替することがあります。職員を交替する場合は、ご契約者にサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

委託事業所の交替を希望する場合には、業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して委託事業所の交替を申し出

ることができます。

## 7. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

萩市地域包括支援センター 社会福祉士 池田 佳代子

電話番号 0838-25-3521

○受付時間 営業日の8時30分～17時15分

### （2）行政機関その他苦情受付機関

#### ① 萩市介護保険担当課

所在地 萩市大字江向510番地

電話番号 0838-25-3368

受付時間 8時30分～17時15分

#### ② 国民健康保険団体連合会

所在地 山口市朝田1980番地7

電話番号 083-995-1010

受付時間 9時～17時

#### ③ 山口県社会福祉協議会

所在地 山口市大手町9-6

電話番号 083-924-2777

受付時間 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

萩市地域包括支援センター

説明者職名

氏 名

※ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託事業所  
事業者名

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

(自署又は記名押印)

代筆者住所

氏 名



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供における事業所の義務（契約書第8条、第9条参照）

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業所又は職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

### 2. 損害賠償について（契約書第10条参照）

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日又は総合事業のサービス提供期間までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第11条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② ご契約者が自立又は要介護状態と判定された場合
- ③ ご契約者が総合事業の対象者でなくなった場合
- ④ やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第12条、第13条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から本契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合
- ② 事業所又は職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合
- ③ 事業所又は職員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所又は職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出（契約書第14条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意もしくは重大な過失により事業所、サービス従事者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合